

令和5年度第1回花巻市男女共同参画審議会会議録

日 時 令和5年6月28日（水）午後1時30分～午後4時35分

場 所 花巻市役所本庁舎 本館 302・303会議室

出席者 委員出席者 13名 高橋 秀憲（会長・富士大学名誉教授）、早野 こずえ（副会長・いわて男女共同参画サポーター）、氏家 潤（花巻警察署）、小田島 裕樹（花巻商工会議所）、沼田 弘二（花巻市校長会）、高橋 岳志（花巻市PTA連合会）、多田 恵（花巻私立幼稚園・認定こども園協議会）、工藤 直人（岩手県看護協会花巻支部）、平賀 朋枝（花巻市社会福祉協議会）、草木 幸子（花巻市民生委員児童委員協議会）、晴山 淳子（花巻市地域婦人団体協議会）、佐藤 貴哉（花巻青年会議所）、渡邊 ひとみ（公募）

市側出席者 6名 上田 東一（花巻市長）、藤井 保宏（地域振興部長）、鈴木 淳子（地域づくり課長）、大竹 誠治（地域づくり課長補佐）、富松 大地（地域づくり課市民協働係主査）、熊谷 和（地域づくり課市民協働係主査）

傍聴者 1名

次 第 1 開 会

2 あいさつ

3 会長・副会長の選出

4 花巻市の男女共同参画に関する施策について

5 第3次花巻市男女共同参画基本計画の骨子案について

6 同性パートナーシップ制度について

7 閉 会

※開会前に出席委員へ委嘱状を交付（午後1時30分）

1 開会 (開会 午後1時36分)

鈴木地域づくり課 それでは、ただ今より令和5年度花巻市第1回男女共同参画審議会を開催いたします。初めに、市長の上田よりあいさつを申し上げます。

2 あいさつ

上田市長

お忙しい中、令和5年度第1回花巻市男女共同参画審議会にご出席賜りまして、また、委嘱状をお受け取りいただきまして、大変感謝申し上げます。男女共同参画は、申し上げるまでもなく、男女間のいろいろな不公平がまだまだあるわけでありまして、そうしたことを無くしていくことが、市の中で一番大事な施策の一つだと思います。そしてそのことは、人間が人間らしく生きるために大事だということは当然のことでありますけども、今の世の中において、やはり女性の力をしっかりと發揮していくということが、ご本人にとってもちろん、市全体、あるいは国全体にとっても、非常に重要であるという時代に生きていると思います。そうした意味で、皆様には大変大切なことをご審議いただくということもございまして、皆様が思ったことをそのまま言つていただいて、それを事務局の方で受け止めて、一緒に考えていくということで、議事を進めさせていただきたいと思います。

今回は、男女共同参画の施策について、そして第3次花巻市男女共同参画基本計画の骨子案についてご審議いただきますし、それと併せて、同性パートナーシップ制度

について議論をいただくということになります。6月16日に国会でいわゆるLGBT理解増進法が成立いたしました。これについては様々なご意見があると思います。しかし、この法律ができたということは、やはり重く受け止めなくてはいけないということだと思います。国の施策、あるいは地方自治体の施策、あるいは計画を作る、というようなことは一つの大きな、重要なポイントになっておりますので、市町村としてもしっかりとこれを考える必要があると思います。この法律の成立に至ってはいろいろな議論がありました。性的指向、Sexual Orientationという英語の翻訳だと思いますが、これについてはあまり議論がなかったところでありますけれども、ジェンダー・アイデンティティという言葉が使われており、これについては後退ではないかという議論もありました。ただ定義は変わっておらず、定義で「性自認」、Sexual Identityと言いつつ、認識という主観的な文言が入っているということでありまして、言葉を変えれば何か変わってくるということについても、いまいち理解が難しいなと私は思っていたところです。いずれにいたしましても、この法律ができまして、市町村でもそのことについてしっかりと受け止める必要があるということ。そして花巻市におきましては、当初この法律が成立するかどうかわからないという中で、やはりLGBTの方々のパートナーシップを認めて、市として施策の中でその方々に一定の権利を持つていただくということは大変重要であると。そしてそのことについては、市の当局が、要綱で定めるということではなく、市民の意見を聞いて、条例化するということが大事ではないか。市民の中にはいろいろな意見の方はいらっしゃるわけですが、その方々の意見も入れながら、しかし、必要なことは条例という形で、議会の審議を経て定めることが重要だということで準備を進めてきたところであります。法律が出来上がってみると、理念の部分がございまして、この法律ができた結果、条例の内容をどうしていくかということについては、今後、事務レベルの方で検討していくたいと考えていくところでありますけれども、そのことも含めて、皆様にもご意見をいただいて、より良い姿を考えていくということは大変重要ではないかと思っております。そして、LGBTの方々に一定の権利を認めさせていただくということを考えたときに、結婚という法的な形式をとらない異性間のカップルについても、一定の権利を認める必要があるかどうか、これもやはり考えなければならない課題ではないかということも思っております。このことも皆様からご意見をいただきて、条例の案はある程度出来上がったのですが、時間がかかるかもしれませんけども、今のような点も含めて、さらに必要であれば修正していくたいと思いますので、皆様の慎重なご審議をお願いしたいと思います。この観点に関しては、今期の審議会の皆様の役割は今まで以上に大きいものとなると思いますので、ぜひ忌憚のないご意見を賜りたいと思います。よろしくお願ひします。

鈴木地域づくり課 長

誠に申し訳ございませんが、市長は次の公務がございますので、ここで退席させていただきます。ご了承をお願いいたします。それでは、今年度初めての会議となりますので、ここで担当の職員を紹介させていただきます。

(担当職員の紹介)

3 会長・副会長 の選出

鈴木地域づくり課 長

次に、会長及び副会長の互選に入らせていただきます。花巻市男女共同参画推進条例第15条の規定に基づき、会長及び副会長の選出は、委員の互選となっておりますので、会長選出までは、地域振興部長が進行させていただきます。

藤井地域振興部長

それでは、会長選出までは私の方で進行させていただきます。本日は、委員改選後初めての審議会ということで、会長選出の前に、まずは自己紹介をお願いしたいと思います。

(委員自己紹介)

ありがとうございました。名簿には 15 名の委員の方が載っておりますが、委員名簿 3 番の熊谷 久委員、5 番の佐藤 道輝委員は本日欠席となっております。それでは、これより会長の選出に入りたいと思います。選出方法について、皆様にお諮りいたしますが、いかが取り計らいましょうか。

(「事務局一任。」の声あり。)

事務局一任というご発言をいただきましたが、皆様それでよろしいでしょうか。

(「異議なし。」の声あり。)

それでは、事務局としてご提案いたしたいと思います。委員名簿 1 番、高橋秀憲委員にお願いしたいと思いますが、皆様よろしいでしょうか。

(会場内より拍手あり。)

ありがとうございます。それでは会長は、高橋秀憲委員に決定いたしました。この後の進行は、男女共同参画推進条例第 15 条第 2 項により、会長にお願いいたします。

高橋会長

高橋秀憲と申します。非常に大事な第 3 次計画の策定に向けて、皆様の意見を拝聴し、集約するために最善を尽くしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

それでは続きまして、副会長の選出に入れます。自薦をいただき、なければ委員の皆様の中から推薦をいただくということでいかがでしょうか。立候補される方はいらっしゃいますか。

(立候補者なし)

次に、委員の皆様からのご推薦はいかがでしょうか。

(「会長一任。」の声あり。)

会長に一任という声がございますが、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし。」の声あり。)

はい。それでは、私の方から早野こずえ委員を副会長にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(会場内より拍手あり。)

4 花巻市の男女共同参画に関する施策について

高橋会長

今回、非常に分厚い資料を事前にいただきました。全部通読するだけでも結構な時間がかかったかと思います。その辺りのこともありますので、資料を作成いただきました事務局の方に、次第の 4、花巻市の男女共同参画に関する施策について、まず説明をお願いしたいと思います。

大竹地域づくり課長補佐

事務局をしております大竹と申します。それでは、皆様のお手元にございます資料 No.1 に基づいて、花巻市の男女共同参画に関する施策についてご説明をいたします。既にご存知の方も多いかと思いますが、新任の方もいらっしゃいますので、改めまして確認をさせていただきたいと思います。

男女共同参画社会の考え方について、男女共同参画社会基本法第 2 条の条文を引用いたしまして、資料の中でご紹介しております。次に、法令・条例と、男女共同参画計画の関係性でございますが、当市では、合併後の平成 18 年に、花巻市男女共

同参画推進条例を制定しております。その中で、「市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。」ものとしております。こちらの規定に基づきまして、第2次花巻市男女共同参画基本計画を平成28年3月に策定いたしました。計画年度につきましては、平成28年度から令和5年度までの8年間となっております。こちらの基本計画は、皆様方にお渡ししております、緑の冊子がその計画でございますし、黄色いパンフレットがポイントをまとめた概要版となってございます。この計画には4つの基本目標を設定しております、この基本目標に基づいて、市として施策を開展しております。

次に、計画の推進体制でございますが、資料No.1の中ほどより下に記載しております。推進体制の1つ目、男女共同参画に識見を有する委員の皆様で構成し、諮問機関として位置付けております男女共同参画審議会。2つ目、庁内の推進組織として、職員で構成しております男女共同参画幹事会。3つ目、地域での出前講座や市のセミナー等へのご協力をいただいており、男女共同参画についての市民の学習のサポートをする男女共同参画推進員の皆様の3つで計画を推進しております。お渡ししております資料No.2花巻市男女共同参画推進条例の中から、審議会に関する条項を抜粋したものと資料No.1の下段に示しております。男女共同参画審議会の役割につきましては、条例第13条に、「男女共同参画の推進に関する、次に掲げる事項を調査審議するため、花巻市男女共同参画審議会を置く。」となってございます。「(1) 基本計画の策定及び変更に関する事項」につきまして、本日の会議の次第5番、第3次花巻市男女共同参画基本計画の骨子案についてご審議をいただくこととなっております。

「(2) その他施策の基本的事項及び、重要事項に関する事項」につきましては、次回、8月上旬の審議会を予定しておりますが、第2次花巻市男女共同参画基本計画に基づきまして、毎年行っております、年次報告についてご審議いただきたいと思います。

なお、資料No.1の裏面にございます花巻市男女共同参画推進8カ条につきましては、市役所内で事業を実施するに当たりまして、男女共同参画の視点を持ち、配慮すべき点を具体的に示しておりますので、市役所ではこういった考え方で事業を行っているということを参考にお示しをさせていただいたものでございます。以上で、簡単でございますが、花巻市の男女共同参画に関する施策についての説明を終わります。

高橋会長

ありがとうございました。審議会の所管事項に、基本計画の策定及び変更があるとのことでしたので、次の、次第の5、第3次花巻市男女共同参画基本計画の骨子案についてに移ります。

5 第3次花巻市 男女共同参画基本 計画の骨子案につ いて

高橋会長

それでは、次第の5につきましても、事務局よりご説明をお願いいたします。

大竹地域づくり課
長補佐

引き続き、私の方から説明をさせていただきます。冒頭でもお話がありましたとおり、資料が非常に膨大となっております。この中からかいつまんでお話をさせていただきますけれども、ただ今のとおり早口のご説明となりますこと、ご了承をいただきたいと思います。

まず、資料No.3、「第3次花巻市男女共同参画基本計画の策定方針について」ということでございます。1 基本計画策定の趣旨でございますが、花巻市男女共同参画

基本計画は花巻市男女共同参画推進条例第8条に基づき策定しており、この第2次計画、現計画は、今年度で計画期間が満了となりますことから、第3次計画を策定する必要があるのでございます。続いて、2 計画策定の基本的な考え方でございますが、第3次計画を策定するために、第2次花巻市まちづくり総合計画、花巻市まちづくり総合計画は市のあらゆる行政計画の基本となるものでございますけれども、このまちづくり総合計画との整合を図るとともに、国の男女共同参画計画、県の男女共同参画プランを勘案して策定することを記載しております。

なお、現在の第2次計画には性的少数者への差別や偏見の解消に向けた取組や「女性の職業生活における活躍の促進に関する法律」に基づいた取組等が既に取り入れられており、第3次計画の策定においても、この考え方方が大きく変わるものではないと思っております。また、現計画の成果指標等について目標が達成されているとは言えず、引き続き取組が必要な目標もありますことから、基本的な考え方は現在の第2次計画を踏襲するものとして考えてございます。

なお、第2次計画策定後に示されましたSDGsや、関係する法律の改正など、一部新たな目標を加えた上で、内容を整理したものでございます。

次に、(2)には、この計画と法令との関係を記載しております。裏面、2ページ目に法令・条例との関係として関連部分を抜粋しております。第2次計画の黄色い概要版の資料を併せてご覧いただき、1枚めくっていただきますと、2ページ目の右側の方に計画の基本的な考え方の説明がございます。中段になりますが、そちらの2番目、計画の目標の下に※印で説明が2つございまして、こちらを見ていただくとわかりやすいと思います。ちなみに、※印の1は基本目標4を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に定める、この基本目標4をもじまして「市町村基本計画」と位置づけているものであります。※印の2には、この計画全体を「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に定める市町村推進計画に位置づけ、花巻市男女共同参画基本計画と一体として施策を推進しているものであります。

資料No.3に戻りまして、(3) 計画期間につきましては割愛いたしますが、(4) 策定スケジュールについての詳細は裏面にございますけれども、関係団体との意見聴取等の日程を9月とし、3月に前任期の審議会でお話した際よりも、若干早めております。委員の皆様におかれましては、四角で囲った審議会の日程につきまして、今時点の日程ではございますが、特にご確認いただきたいと思います。8月の上旬と下旬で審議会第3回、第4回を設けておりますが、ただ今事務局で予定しておりますのは、8月3日本曜の午後と、8月29日火曜の午後としたいと考えておりますので、詳細は追ってご連絡いたします。スケジュールに関しましては、委員の皆様に計画を審議いただいた後、令和6年3月議会での議決を経て策定することとなっておりますことをご承知おきいただければと思います。

なお、現在は市民意識調査の集計作業中でございまして、市民意識調査の集計結果におきましては、8月下旬の審議会の際に計画素案に入れてお示しするものとなることを申し添えます。以上、第3次計画策定に当たっての基本的な考え方やスケジュール感についてご説明をさせていただきました。

資料No.4につきましても、一括して説明させていただきたいと思います。横長の資料No.4、大変厚いものでございますが、こちらでご説明いたします。第3次計画につきましては、先ほど申し上げましたとおり、第2次計画の考えを基本的に踏襲するものと考えております。本日お示しする内容につきましては、第2次計画で市が取り組んできたことについて、毎年度の年次報告などを踏まえまして、市として自己評価を行い、その内容について記載したものとなります。第2次計画の策定時からの社会情勢の変化などを考慮して、新たに盛り込んだ考えもございますので、この資料は、第

2次計画と第3次計画を対比して変更点などを示したものとなります。時間が限られており、こちらもかいづらでの説明となります。まず、表紙の計画のサブタイトルについて、現段階での仮置きとなりますけれども、「『だれもがお互いを尊重し、みんなが住みよいまち』の実現に向けて」として事務局で考えたものです。これは、多様性を認める人権尊重の考え方、高齢者、障がい者、困難な立場にある方々への支援、女性活躍という観点から、あくまでも仮題ではございますが、このように置いたものでございます。次に4ページになります。こちらは目次となりますが、第3章の計画の基本目標につきまして、4つを赤文字で記載しております。新たにこのように設定しようとするものであります。この考えにつきましては、後程ご説明いたします。5ページ目に移ります。花巻市男女共同参画基本計画検討委員会委員名簿を見消しにしておりますが、第2次計画策定時には、この審議会のほかに検討委員会を設置しておりました。繰り返しですが第3次計画の策定につきましては、これまで当市が第1次、第2次計画の考えに基づいて施策を展開してきたことについて、成果指標を達成していない項目もございます。そのため、引き続き取組が必要なものがあることなどから、基本的に踏襲することとし、第2次計画と相反する考えとはならないと想定しております。素案から作り上げるものではないこと。また、計画につきましては、市の条例におきまして、本審議会の所管事項となっておりますので、市の考えについて皆様方からご意見をいただきしていくので、今回は、検討委員会を設置しないこととしたものでございますので、ご了承をいただきたいと思います。次は、6ページになります。計画の社会的背景ですが、女性の自立と地位の向上の取組の始まりということがあります。これが男女共同参画の原点ということであり、7ページには、第2次計画の策定後の大きな変化としてSDGsについて記述しております。SDGsは2030年度までに達成すべき17のゴールが定められており、ゴール5がジェンダー平等となっており、すべてのゴールの実現に不可欠なものと位置づけられているものです。次は、10ページと11ページです。第2次計画策定以後の国の法改正などで関連するものを掲載しております。この中で、11ページの上段にLGBT理解増進法について記述しております。12ページから15ページには、国第5次計画と県の第2次プランについて記述しております。当市の計画もこれらを勘案して策定するものです。15ページ、16ページには、これまで取り組んできた市の施策について記述しております。このうち16ページの下段、男女共同参画サポーターにつきましては、現時点で97名が講座を修了しているということで、目標を上回ることが出来ております。17ページには、計画の基本的な考え方とありますが、この部分につきましては、先に説明した内容となりますので、割愛いたします。

それでは、18ページ、第2章、花巻市の現状と課題であります。初めに社会情勢の変化でございますが、様々な調査結果などから数値を記入しており、それに基づいて文章も記述しているものですが、20ページ以降には、グラフも出てまいります。これまでの経年変化を見るため第2次でも使用していた指標を用いております。なお、年数が累積することによりまして字が小さくなり見づらくなっていますので、その改善のため掲載する年数について、見せ方の部分となります。今後見直しを行う場合がありますので、予めお知らせをいたします。続いて、26ページより第2節となります。こちらは第2次計画の振り返りとして記述しております。第2次計画におきましては、サブタイトルを「みんなが認め合い、ともにきらめくまち」の実現に向けてとして、基本目標をここに記述している4点を挙げて施策に取り組んでまいりました。その取り組んできた内容につきまして、市民意識調査により到達度を測るところであります。先ほど申し上げましたとおり、市民意識調査は現在集計中でございますので、このデータを用いたグラフにつきましては、次回お示しをさせていただきます。大変申し訳ありません。本日は、先ほど申し上げましたとおり、これまでの年次報告

と市役所内で行いました総合計画の自己評価等を参考に本計画についての自己評価を記述しておりますので、その内容をご説明いたします。それでは 28 ページをお開きください。第 3 次計画の欄が見え消しとなっておりますが、これは、後段の第 2 節に重複する内容でありましたので、こちらからは、削除しております。第 2 次計画と構成が変わる部分ですので、それをお見せするために見え消しで記載しているものであり、分かりにくくなっていますが、成案となった際には消える部分となります。今後出てくる見え消しにつきましても同様の考え方でありますので、ご了承いただきたいと思います。それでは、30 ページです。基本目標 1 男女共同参画の理解の促進についてです。ここでは、主な成果といたしまして、新たに性的少数者への理解促進のために市民向けセミナーや職員研修のテーマとして取り入れたこと、同性パートナーシップ制度の検討を開始したことについて記述しております。また、先ほど申し上げました男女共同参画サポーター養成講座とその修了生が経験を生かし、本審議会の委員や、男女共同参画推進員としてご活躍いただいている。推進員の皆様には昨年、県と共に催した男女共同参画サポーター養成講座で講師を務めていただいたほか、市内商業施設、イトーヨーカドーになりますけれども、パープルリボンの配布に取り組んでいただいている。

なお、現在、イトーヨーカドーの 2 階にあります、ぷらっと花巻におきまして、多様な性への理解促進の取組として、推進員の協力を得ましてパネル展示を行っておりますほか、チラシの配布活動も先日行っております。推進員の方々にはこうした地域での男女共同参画の普及活動を担っていただいているので、皆様方からも応援をお願いいたしますし、もし、今日お時間がございましたら、帰りにイトーヨーカドーにお立ち寄りいただきまして、展示等も見ていただければと思います。31 ページの下段ですが、男女共同参画には国際的視野の取組も必要でありますことから、その考え方について記述しております。32 ページでございますが、「身のまわりで男女の平等が図られていると感じている人の割合」でございますが、いまだに 40% 台となっております。この調査では、回答者がそう考える要因までお答えいただくものではありませんので、ここに書いた要因は国の白書などを参考としたものですが、今後も引き続きこの指標の改善に向けて取り組んでまいります。後ほど、皆様方からこの要因についてのお考えなどもお伺いできればと考えております。

35 ページ、基本目標 2 男女の社会における参画の促進ですが、この部分は以前と構成が変わっておりますので、対比が出てくるのが 38 ページからとなりますので、そちらをご参照ください。ここでは意思決定の場への女性の参画ということで、防災会議と市の管理職への女性の登用について記述しております。どちらも令和 4 年度の実績で目標値を上回っており、その要因についてと、引き続きこの取組を続けていくこうとする旨を記述しております。一方では課題といたしまして、市の審議会に占める女性の割合について、当審議会、男女共同参画審議会におきましては目標としている 4 割を達成しておりますが、ほかの審議会につきましては、なかなか達成が難しい状況となっております。この点について今後、割合の上昇に向けて取組を続けてまいりたいと考えております。40 ページは、コミュニティ会議の役員における女性の割合について、依然低くなっているものの、以前、本審議会でも申し上げましたとおり、令和 3 年度に初めて女性の会長が 2 人誕生しておりますので、ご紹介申し上げます。次は 42 ページ、基本目標 3 ワーク・ライフ・バランスの促進です。初めに、成果といたしまして、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点からオンラインでのセミナーを実施したことによって、普段はお話を伺うことのできない、遠方の講師の方のお話を伺うことができたことと、受講者の側にとっても会場での参加が難しい場合などに有効な手段として、今後も継続してまいりたいと考えております。課題といたしましては、45 ページの「子育てしやすいまちだと感じている市民の割合」はいずれ

も目標値を下回っており、保育所で待機児童が発生していることなどが要因となっているものと考えられます。今後も保育士の確保対策などに取り組んでまいります。また、46 ページには高齢者に関する指標が下がった要因として、コロナ禍により、人の接触を避けることを含め、本人が望む介護サービスを受ける機会が減ったことなどが要因として考えられることについて記述しております。次に 47 ページ、基本目標第 4 男女間の暴力の防止と根絶であります。48 ページにDVに関する相談窓口を知っている市民の割合の表がありますが、目標値を上回る認識度となっております。周知が一定程度届いたものと考えておりますが、この割合を 100% に近づけられるよう、引き続き取り組んでまいります。49 ページには先ほども申し上げましたけれども、男女共同参画推進員による啓発活動を記述しております。今年度も啓発にご活躍をいただくこととなっております。なお、この分野の課題といたしまして、50 ページに全国的に相談件数は増えておりますので、引き続き相談窓口の周知などのほか、県男女共同参画センターとの連携により、学校での啓発活動なども行ってまいりたいと考えております。

続いて 51 ページ、ここからが第 3 章、これから第 3 次計画で取り組みたい部分ということでございます。今までが、第 2 次計画における市の自己評価と申しますか、反省点という部分でございますけれども、51 ページ以降が、新たな計画で取り組む部分となっております。まず、基本理念でございますが、新たに「多様性を認め合う」という文言を追記しております。こちらは SDGs、多様な性への理解促進、地域でも進む国際化の流れなども含めまして、基本理念にこうした記述が必要ではないかと考えたものでございます。次に 53 ページ、第 2 節 基本目標ですが、先ほど申し上げた基本理念の実現のため、表紙にも記載しておりますが、この計画が目指すものとして、「だれもがお互いを尊重し、みんなが住みよいまち」の実現のため、4 つの基本目標を掲げたいと考えております。1 つ目は、「一人ひとりを尊重し合う意識づくり」、2 つ目は、「誰もが安心して暮らし、多様な生き方ができる社会づくり」、3 つ目は、「多様な働き方とワーク・ライフ・バランスの推進」、4 つ目は、「誰もが被害者・加害者にならないための暴力の防止と根絶」と仮に置いたものであります。基本目標をこれら 4 つとした考えにつきましては、1 つ目は、やはり基本理念にも掲げた、多様性を認め合う社会への理解を促進すること。2 つ目は、困難を抱える女性への支援なども含め、誰もが安心して暮らすことと、そして、依然として残っている固定的役割分担意識にとらわれず、女性の活躍を促進していくこと。3 つ目は、人生 100 年時代を迎え、働く期間が延びていること、父親も子育てにかかわることができるよう、法改正などもされておりますことを考慮したものです。4 つ目は、これまで男女間の暴力の防止と根絶としていたものでありますが、3 月の審議会の際に「同性同士のパートナー」からのDVについてご意見をいただきしております。なお、この基本目標 4 につきましては、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に定められている市町村計画を包含することとし、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に定める市町村推進計画に位置付け、施策の推進を図ろうとするものです。54、55 ページの施策体系図につきましては、申し訳ありませんが、新たなものは本日提示できません。今後作成しなるべく早くお示しさせていただきたいと思います。

56 ページからは、基本目標ごとの施策の展開となります。時間の都合によりまして、こちらもかいづまんでの説明となりますことをお許しいただきたいと思います。基本目標 1 でございますが、これまで同様、男女共同参画に関する意識の啓発に取り組んでまいります。その中で、58 ページになりますが、先ほど市長からも話がありました。パートナーシップ制度の導入について記述しております。また、多様性を認め合

う社会への理解促進に取り組んでまいります。続きまして、59 ページ、基本目標 2 でございます。まず、女性の参画促進ということで、市の施策、方針決定の場面のほか、地域活動の場での女性の参画促進のほか、63 ページには法律が施行された困難を抱える女性のための支援について記述しております。なお、法令名を引用しておりますので、困難を抱える女性への支援という文言となっておりますが、63 ページに記載しておりますように、ひとり親家庭、父子家庭への支援もこの項目に含まれているものであります。次に、64 ページの基本目標 3 でございます。ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた意識づくりと多様な働き方に関して、事業所への意識づくりに取り組んでまいります。こちらでは、花巻青年会議所の皆様にもご協力をいただいておりますので、引き続き連携を図り、仕事と家庭生活の充実の啓発のほか、仕事と子育ての両立、仕事と介護の両立の支援などに取り組んでまいります。続いて 69 ページ、基本目標 4 ですが、この目標での取組が、花巻市配偶者暴力防止対策基本計画として位置付けるものとなります。先ほど申し上げましたように同性パートナー間の暴力についても意識しておりますが、誰もが加害者、被害者とならないための暴力の防止と根絶としているものであります。なお、若年層のデート DV などでは、自らが加害者となっていることに気付いていない例もありますことを踏まえ、そういう点も意識いたしまして、このような文言としているものであります。市として行いますのは、意識啓発や相談対応、専門機関への紹介が主なものとなりますが、引き続きこうした場などを活用して関係機関の連携強化に取り組んでまいりたいと考えております。

このほか、77 ページからは計画の推進体制などについて記述しておりますが、こちらは冒頭申し上げたとおりでございます。また、用語解説につきましては、これから策定作業を通じまして用語を整理してまいりたいと考えております。以後、資料編につきましては、計画策定に係る審議会等の開催状況に応じて更新してまいりますし、関係法令についても改正内容を反映して掲載してまいりたいと考えております。

なお、何度も繰り返しとなり大変恐縮ではございますが、この計画策定のために市民意識調査を実施しております。この集計作業を現在行っておりますので、今後、この調査結果を反映させて案を修正することとなりますし、8月末の審議会の際となると思思いますけれども、お示しをさせていただくということになります。この第3次計画の策定につきましては、最終的には、来年の3月中に市議会の議決を受け、その上で策定となるものでございます。そういうスケジュールとなりますので、審議会の皆様に要所要所でご意見を伺ってまいりたいということになります。本日は、膨大な量をものすごく短く説明させていただきましたが、このあと特に第2章と第3章について皆様方からご意見頂戴したいと思います。早口の説明となり申し訳ございませんが、以上で私からの第2章、第3章についてのご説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

高橋会長

事務局からの説明で、全体の構想について分かりやすくなつたのではないかと思います。時間が限られているということですので、第2章と第3章について、忌憚のないご意見をいただきたいと思います。まず、第2章、この資料の 18 ページから 50 ページについて、第2章は花巻市の現状と課題、第1節の社会状況の変化の辺りから始まっております。時間的な制約もありますし、今回は素案のたたき台ということで、今後も審議会の度にご意見を拝聴する機会もあるようですので、本日はできましたら、一人一回の発言で、特に気になった部分についてご発言をお願いいたします。関連する部分、芋づる式に出てくることもあるかとは思いますが、まずは、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

渡邊委員

発言は一回だけでしょうか。

高橋会長

時間がありましたら、追加で受けたいと思います。では、渡邊委員からお願ひいたします。

渡邊委員

私は資料を通読いたしまして、成果と課題のところから、基本目標の4まで、最後の推進についても意見がありますが、全て話してしまって良いでしょうか。

高橋会長

まず、第2章についてご意見をいただきたいと思います。区切ったのちに、第3章に移ってご意見をいただきたいと思います。

渡邊委員

まず、成果と課題についてです。先ほど事務局の方からもお話をありがとうございましたが、課題としてなかなか目標に届かないということについて、私もこれまで4回、年次報告を見てきて、分かってはおります。事務局は固定的な性別役割や無意識の思い込み、アンコンシャス・バイアスの解消が進まないことが、全ての目標の背景にあるということについて反省をしておりますが、それは私もそのとおりだと思います。これはすごく難しいことで、去年の8月の審議会で会長がおっしゃったように、市は結構いろいろなことをやってきている。ただ、その取り組みが市民に伝わっていないという現状があるということを皆様も確認されたかと思います。今までのやり方を強化しなければ前に進まないということで、顧みると、講座とかセミナー、出前講座、ホームページでの周知というやり方でずっとやってきておりますが、それだけでは足りない、弱かったのではないかと思いますので、変えていかないといけないと思います。その中で、DVに関する相談窓口を知っている市民の割合については、成果指標の目標値を超えているわけです。これは、昨年度のぷらっと花巻を利用したパープルリボンの取り組みなど、市民に伝わるようなアピールができた効果かもしれません。アンコンシャス・バイアスを解消するということはすごく大きなことですので、これまでのやり方を強化するような取り組みを行っていかないと、また次の第3次計画の8年間も同じような感じで進んでしまうのではないかと思います。以上が、成果と課題に対する意見です。

高橋会長

市の頑張りが市民に伝わりにくいようだというご意見がありました。要因の一つとして、ここ数年はコロナ禍により、市民の方へなかなかコンタクトを取りにくい状況となっていた、ということもあるかと思います。ただし、知つてほしいことが伝わっていないということは大問題でしょうから、検討をしていただきたいと思います。それでは、18ページから50ページまで、第2章について他に何かご意見はございませんでしょうか。資料が膨大ですので、今検討されている方もいらっしゃるかと思いますが、こちらからご指名しますので、「ここが気になった」、「こうしたらしいのではないか」など、一言だけでも構いませんのでご発言いただきたいと思います。その際、資料の何ページについて、と述べてからご発言をお願いいたします。まず、早野こずえ委員、お願ひいたします。

早野副会長

今月の岩手日報の記事がすごく良い内容で、男女共同参画の問題を全て伝えていると感じたので、皆様にお知らせいたします。後でゆっくりお読みいただきたいのですが、内容としては、日本のジェンダー格差は先進国はおろか世界全体でも底辺のレベルになっている、というものです。この記事から読み取れることがいろいろあるのですが、例えば、やはり、私たちのこの会議もそうですが、社会の隅々であらゆる方策を組み合わせて実施し、包括的、戦略的に思い切った取り組みをしていく必要があると書かれています。また、渡邊委員の意見を受けまして、職場や学校など、あらゆ

る場所でのジェンダー不平等を正していく。そのような場所で、日頃から人権教育や、DVについてのという動画を見せるとか、そうした取組をしていかないといけないと思っています。あともう一つ、先ほどの事務局の方からのご説明の中で、国があって、県があって、市町村があると思うのですが、県の施策を勘案して、市もやっていくというのはもちろん大事なのですけれども、逆に、市町村や地域から、ローカルな所から行動を起こして、うねりを起こしていく。そういういた思い切った取り組みもいいのではないかと思います。

高橋会長

いわゆる、文化的な性差というのは、ジェンダー論という形であるのですが、刷り込まれているのは、男性、女性、両方ですよね。それでは、アトランダムに指名します。佐藤貴哉委員、お願ひいたします。

佐藤委員

花巻青年会議所の佐藤です。ご指名をいただきましたので、一点質問させていただければと思います。第2章で、花巻市の現状と課題ということが書かれているのですが、現状の分析と、市で取り組まれてきた施策に関する評価についてしっかりと書かれていて、とても素晴らしいと思ったのですが、実際に課題が何なのかについてあまり書かれていないように思えるのですが、事務局の方で捉えられている、「ズバリこれが課題です」といったようなものがあれば、教えていただければと思います。

高橋会長

事務局の方、お願ひいたします。

大竹地域づくり課
課長補佐

ご質問を受けた点につきまして、地域づくり課で意思統一を行ったものではございませんので、あくまでも私の感じていることについて述べさせていただきます。先ほど、男女の平等が図られていると感じる市民の割合について、4割程度に留まっていることをお話申し上げました。この点につきましては、渡邊委員からもお話がありましたように、無意識の思い込みが改善されないだとか、早野委員からもお話がありましたとおり、ジェンダー平等についての考え方など、様々な要因があると思います。私どもといたしましては、やはり市役所としてできることとして啓発と理解促進を求めるなどを継続して取り組んできた訳でありますけれども、「これをやれば、この指標の数値がすぐに上がる。」というものがあればいいのですが、なかなか難しい。先ほど市長があいさつで「男女共同参画は非常に重要な市の施策だ。」というお話をしました。また、冒頭で申し上げました、職員に啓発しております男女共同参画の8カ条というものもございます。この男女共同参画の計画書を見ていただいてお分かりになりますとおり、例えば教育、福祉、農業分野についても書かれておりますし、男女共同参画は非常に多くの、市のほとんどの施策に関わっているものです。それぞれの施策が抱える課題もこの男女共同参画の課題ということに直結してくるものになります。ただ、私は生まれて50年程度になりますが、おそらく男女共同参画という言葉が生まれた時点よりは、だいぶ改善がされてきたのではないかと、そのように考えております。少なくとも今の子どもたちについては、県の出前講座、例えばLGBTの出前講座もありますけれども、その感想を読みますと、割と素直に受け入れているように感じます。やはりそういういた取り組みが徐々に浸透してきてくれているのではないかと感じます。ただ、委員の皆様がおっしゃいますように、まだまだ足りない点だと思います。その点につきましては、大きな課題があるという認識をいたしておりまして、ほとんど全てが課題であるといつても過言ではないと思いますが、第3次計画に取り組んでまいりたいと考えております。

なお、先ほどご意見をいただきましたのでこの場でお話しますが、渡邊委員からいただいた無意識の偏見に関するご意見につきましては、今年の内閣府の男女共同参画

白書の中で、昭和モデルと令和モデルという言い方をして、昭和モデルは、男は仕事、女性は家の中で家事をする。令和版はそうではなく、誰もが望むような形で、子育てに関わりたい父親は家庭の中で過ごすことができる、そしてキャリアを重ねたい女性は仕事ができるような形にしたい、といったようなことが男女共同参画白書に書かれておりましたので、こうした点も参考に計画策定してまいりたいと思います。また、ジェンダー平等に関しては、男女共同参画の根幹に関わる部分ですけれども、様々な部分があるということでお話をいただきました。市の計画に直接関わりのあることではありませんが、スポーツの世界でもこんな例があるようすでござります。サッカーのワールドカップで、女子の試合の視聴率は男子の試合の6割程度はあるのですが、優勝賞金は3割程度しかなく、この格差を是正すべくFIFAの会長が今動いているそうです。ジェンダー平等に関して様々な分野で見直されている、日本だけではなく大きな世界の流れであることについてニュースで見ましたので、ご意見へのお答えにはなっていないかと思いますが、話題提供としてお話させていただきました。

高橋会長

アンコンシャス、要するに無意識的に刷り込まれていると、自分でも気がつかない。でも、いわゆるジェンダー平等だとか男女共同参画だとかで、女性の自立とか、社会進出が非常に強調されて、逆に男性が伝統的に「男はかくあらねばならぬ」などと頑張り過ぎてしまうところもあったと思いますが、周囲の意見を聞きながら、「自分も変わらなければならない」といった方向に、徐々に変わってきつつあるのではないかでしょうか。以前の審議会で氏家委員からお話があったかと思いますが、男性がDVの被害者であることもある、といったことについても、そういうことの一つの表れではないかと思います。この他にご意見はございませんか。それでは、全員に伺いたいのですが、一気に話はできないでどうから、晴山委員、第2章についてご意見がありましたらお願ひいたします。

晴山委員

進歩がない、ということではなく、年々少しずつ進歩していると思います。例えば、学校で「ちゃん」、「くん」ではなく「さん」と名前を呼ぶようになったりだとか、小さなことでも少しずつ進んでいると思いますし、この第2次計画で「男女」と書いて「みんな」という表し方をしているのですが、それが第3次計画では「だれもが」となり、これは進歩だと思います。最近では、トイレの表示について、女子は赤いスカート、男子は青、といったような分け方をせず、一色に統一する、ということが決まったようありますけども、そういったところから徐々に男女共同参画が浸透していると思います。花巻市は人口も減って、高齢化しておりますし、時代の流れに沿っていけていないところもあると思います。これが今後の課題であると思いますので、これから考えていきたいと思います。

高橋会長

一見小さなことだけれども、それが子ども達などに浸透して、それが大人になって、徐々に変わっていくということはあると思いますね、着実な努力というのでしょうか。

早野副会長

すみません、先ほども発言しましたけれども、よろしいでしょうか。「ここの文言を変えた方がいい」といったような意見でもよろしいでしょうか。35ページの左下、（2）課題の部分についてお話しします。「市民意識調査では、」といった文言がありますが、そもそも市民意識調査って指標が分かり辛いですよね。意識調査では「そう思う」と、頭では分かっていてもそれが行動に伴っているかわからないんですけども、「女性が職業を持った方が良い」というアンケートもありますが、ここについて「是

非とも働きたい」という人と、やはり「妊娠・出産もあるし家庭を優先したい」という人がいると思います。働きたいとか働きたくないとか、働き方を選べるということが、国際的に話されていることです。あと、一番下の2行です。性別による役割分業について、「男性も家事・育児・介護に参加しやすい」という言い方が、そもそも家事・育児・介護が女性の仕事というような印象を受けます。昔はそうだったのかもしれません、例えば私の場合は、出産と授乳以外は夫と平等に、どちらも出来る方がやっているのですが、「旦那さん協力的だよね」「理解あるね」と言われることにすごく違和感を感じております。だからここは「男性も参加しやすい」ではなく、「男性でも女性でも出来る環境づくり」といったような表現にした方が良いのではないかでしょうか。うまく言えないのですが、今の書き方だと、「そもそも女性がやっていたけど、男性もやっていこう」といったような、少し遅れているような印象を受けるので、文言を考えた方が良いのではないかと思います。

**大竹地域づくり課
長補佐**

ご意見ありがとうございます。35ページの記述についてのご意見ですが、事務局といたしましても「男性が家事・育児・介護に参加しやすい環境」という表現を見直し、記述する場所を変えました。46ページの方をご覧いただきたいと思います。市民意識調査では「女性は仕事を持った方がいい」という部分につきましては、今回は「女性が仕事に就くことについての考え方をお聞かせください」といったようにして、若干文言を変更しております。本当はもっと変えたい部分もあったのですが、この調査は第2次からの意識の変化を見るという意図がありますので、調査の継続性という観点から、事務局の中でもこの言葉はふさわしくないのではないかという部分も何点かあつたのですが、そういう部分につきましては、変えられる範囲で言葉を変えて、今回の市民意識調査は行っております。46ページの下の方にありますけれども、「調査結果を見ると家庭生活における食事の支度や洗濯などの家事、育児や介護などは、主に女性が担っているのが現状」と記述しておりますけれども、「のことから、固定的に捉える意識をなくして、男性が家事・育児・介護を自発的に担う意識づくりと、環境づくりが重要です。」という言葉には変えたのですけれども、この辺の表現について「もっとこうしたほうが良い」ということもありましたらご意見をいただければと思います。書き方が紛らわしく、どこに何があるかわからないような形になっておりまして、非常に申し訳ありませんが、よろしくお願ひいたします。

高橋会長

膨大な資料ですから、完成版というよりは準備版というような形ですものね。

**大竹地域づくり課
長補佐**

それでは、18ページから50ページまで、やはりここは一言言っておきたいということがありましたら、ご意見をいただきたいと思いますが、いかがいたしましょうか。

次の第3章の審議に移り、それでも時間がありましたら第2章と第3章を併せた形でご意見を受けたいと思いますので、少し早足ですが、続きまして、第3章、51ページから75ページ、計画の基本理念と基本目標という部分からご意見をいただきたいと思います。では、渡邊委員、お願ひいたします。

渡邊委員

まず、理念のところの基本目標についてです。53ページです。性の多様性を意識して言葉を変えているということは良く分かりました。ただ、一般化されすぎて視点が分かりにくくなっている基本目標もあると感じました。それは基本目標1です。「一人ひとりを尊重し合う意識づくり」ということは間違いないのですが、このように

言ってしまうと、何の基本目標なのかわからない印象を受けます。ですから、ここには「性による差別なく」という前書きを入れたほうが、視点がはっきりするのではないかと思いました。それから、基本目標4について、「誰もが被害者にも加害者にもならない」という言葉をなぜ使っているかということについては、先ほどの事務局の説明で分かりました。ただ、説明を聞けば分かるのですが、聞かないと分かりにくいと思います。「DVと性暴力の防止と根絶」とした方がスッキリするのではないかと思います。「誰もが被害者にも加害者にもならない」という言葉はその後の中身に入れることにして、基本目標を変えた方が分かりやすいのではないかと思いました。それから、施策の展開、基本目標の1についてです。基本目標1は57ページからになります。これについては、第2次計画の教育と学習を一つにして、意識啓発にしたことは私は良かったなと思います。それから、対象を就学前に広めたのも大変良いと思いました。それから、目標1については意識なので、目標2、3、4の全部に関わる部分で、重要な部分だと認識します。それで、先ほども話題となったアンコンシャス・バイアスという文言は、この分厚い資料の中に何度も出てきます。つまりそれくらい重要な、越えなければならない壁だと思うので、施策として、目に見えないアンコンシャス・バイアスを作り出す環境を取り除くということが非常に重要で、今は残念ながら、このアンコンシャス・バイアスが再生産されている状態です。いろいろな意識を持った大人たちの元に生まれれば、生まれた時からアンコンシャス・バイアスは作られていくわけなので、子どもが生きていく環境の中で、アンコンシャス・バイアスを取り除くことが重要です。ですから、施策の展開のところで、「人権教育・男女平等教育」というものがありますが、従来の男女共同参画教育ではなく、SDGsの中にもありますから、ジェンダー平等教育を実践するということを公教育の中でやっていくということ、それから、「(3) 性に関する理解の促進と生命の尊重」の方には性教育ということが出てきておりますが、これも従来の性教育ではなく、性の多様性とか性的合意についてもしっかりと理解させるためには、今国際的に主流になっている、包括的な性教育について取り入れていくべきではないかと思います。意識の啓発はすごく重要なのですけれども、啓発についての成果目標というのが、第2次計画では4つしかありませんでした。4つしかないということは、反省するときにも4つの項目しかないということなので、指標を増やしていくことが必要なのではないかと思います。基本目標2については、女性の参画が進まない現状について、私もずっと4年間見ておりましたが、分析されている内容はそのとおりだと思います。ただ、どういう風に工夫が出来るのかがあまり見えません。例えば、コミュニティ会議の中の女性の代表を増やすとか、あとは審議会の女性の人数を増やすとか。市の条例等の中に規定があるために増やせない、というふうなことも記述されていたと思いますが、ではどのようにすれば改善できるのか、という点が見えないので、やっぱりこのままではあと目標を達成するには100年もかかるのかなと、そういった感じもしてしまいます。基本目標2について、施策の展開は第2次計画と同じですので、全く同じではなく、中身をもっと工夫していかなければならぬと思います。困難を抱える女性に対する支援はすごく良い視点だと思うので、相談が行き届くような、そのような仕組みを作らなければならないと思います。次に基本目標3についてです。ここで私がすごくいいなと思ったのは、事業所への啓発を加えたことです。個人に対する啓発だけではなく、事業所に啓発をすることを加えたことはすごく良いと思います。いいことをやっている事業所や、多様な働き方を可能としている事業所には何か支援をするとか、そういうことを工夫した方がいいと思います。あとは、多様な生き方を支えるための介護士さんや保育士さんなどをいかに確保するかということもすごく重要なことなので、そのための施策を考える必要があると思いました。それから基本目標4についてですが、やはりこの分野でも教育は非常に重要です。家庭に任せるのではなく

く、公教育が果たすべきだと思うのですが、従来の性教育では不十分ですので、包括的性教育が有効だということで、ぜひ取り入れて取り組めばいいと思います。それから、相談窓口については、非常に周知が進んできているという結果が出ているのですが、現実にその相談窓口に行くことが出来ていないという人がたくさんいるということを意識した取り組みが必要だと思います。私は、去年の6月に「私は買われた展」というものを見に行ったのですが、そこで弁護士の方から「盛岡でも野放しになっている性産業があつて、多くの女の子たちがそれに絡めとられている」というお話を聞きました。それから「DVがあればその影には必ず児童虐待がある」という話も聞きましたので、花巻市の場合がどうなのか私には分かりませんけれども、女性たちや子ども達が相談に来る、救われるところまでいくようなシステムが必要だろうなと感じました。以上、基本目標1から4までまとめて意見を述べさせていただきました。

高橋会長

他の委員の方にも、同じような意見だとか、同じ質問をしたかった、という方もおられると思います。DVとか、性暴力について刑法の改正とか、いろいろと騒がれておりましたが、この点につきまして、いかがなものでしようか。氏家委員、お願いいいたします。

氏家委員

今、委員長からお話がありました部分も含め、広い部分でお話させていただければと思います。先ほど渡邊委員がおっしゃった意見に同感することがありますて、男女共同参画計画に関して検討する男女共同参画審議会ということで、計画の骨子案をいただいたのですが、新しい基本計画の目標や対象がぶれているといいますか、範囲が広くなりすぎて分かりにくいため、という印象を受けました。第2次計画の基本目標では、「男女共同参画」や「男女の社会における参画」といったことがありますて、それを発展させていわゆる「男女」というくくりをなくして第3次計画案を作られたと思うのですが、これ自体はすごく練られていい言葉、目標だと思います。しかし、男女共同参画ということを考える、取り組みをする場としての目標でいくと、男女の不公平をなくそうという取り組みではなく、あまりにも、個々の人間を尊重しましょうという意味合いの文言となっているように思います。この部分が、分かりにくいというか、対象が広くなり、男女共同参画と少し離れた印象となるな、という意見がまず一点です。ただ、だからと言って「このように変えた方がいい」といった意見は、私は持ち合わせていないのですが。あと、会長からお話がありました基本目標4について、第2次計画であれば「男女間の暴力の防止と根絶」でしたが、第3次計画案ですと、「誰もが被害者・加害者にならないための暴力の防止と根絶」に変更になっています。私は以前の審議会で、男女間、交際相手間の暴力は、男性が加害者ではなく女性が加害者になることもあるし、同性パートナー間の暴力事案もあることについて意見として述べさせていただいたのですが、今回基本目標4で「誰もが被害者・加害者にならないための」という表現だと、「ある程度の関係性のあるパートナー間の暴力」ということからぶれていると感じました。「誰でもいいから、誰かが、誰かにする暴力」といった意味合いにとられかねないのではないかと思いました。ここにいるのは審議会の方なので、男女間やパートナー間の話だなど意味が分かるかと思うのですが、いわゆる一般市民の方が見た時に、この目標は誰の、何の話について言っているのかが分かりにくいためではないかと感じました。ただ、取り組みのところで言うと、DVであったりだとか、デートDVであったりで、自分が知らずして加害者や被害者になっているというところを直していくましょうという取り組みはすごく良いと思います。また、基本目標4に関して先ほど渡邊委員がおっしゃられた案もいいと思いますし、「パートナー間の暴力の防止と根絶」という書き方もどうかと考えました。一つの意見として述べさせていただきます。以上です。

高橋会長

具体的に誰が誰に対する、というところが不明瞭という形になると、非常に範囲が広がってしまうという意見だと拝聴しました。親が子どもを虐待するだとか、息子や娘が高齢化した親をいじめるだとかという話もあります。「男女」というくくりで見ると、非常に広いくくりとなっている。「多様性」という形になってきているのかなと感じました。それでは、晴山委員お願ひいたします。

晴山委員

氏家委員の意見に反論するわけではございませんが、「男女」という言葉を使うだけで、平等でなく、差別があるという考え方が婦人会にはありますし、婦人会では「男女」という言葉を使わず、「誰もが」や「みんなが」という言葉に変えてございます。それだけお伝えしたかったです。以上です。

高橋会長

横に広がると男女、縦に広がると子どもと高齢者と、いろいろな部分があると思いますが、草木委員、どうでしょうか。

草木委員

民生委員の立場から、そしてたまたま今、人がいなくて区長をやっておりますので、その立場でお話させていただきます。地域には、みんなが住んで生活しているわけですね。そこを、民生委員の立場や区長としての立場で見守ったり、解決できることは解決したり、役員やその時々の係の人たちと協力し合って奔走しているのですが、花巻市では、土日は生活の中で困りごとがあっても繋がりようがないという時があります。そうすると、そこはもう自分たちで解決していかないといけない部分があります。行政の抜けているところを埋めてくださるのが民間の人たちの仕組みということになると思います。何と言つたらいいか分かりませんが、民間の人たちの力も大事だということを出してほしいし、行政だけだと埋まらない部分があると思います。あと、連携ということもとても大事だと思っていて、この審議会もせっかく男女共同参画という切り口から学んでいる組織です。それが、地域の方々も知っています。あまり伝わっていない。広報の中では何度も言っていても、やはり強い関心を持たないと、そこまで目が届かないだとか、心に沁みてこないというような場合ですね。やはり、先に立っている方々、発信できる立場の方々にももう少し啓蒙活動をしていただくと良いのではないかでしょうか。それからもう一つ、男女共同参画の視点からすると男性相談員が男性からのいろんな相談を受けていいわけなのですが、「自分の性的なところは男性には関係ない」と考える男性もいる、小さな切り口ですがそういう世界もあるということです。実はこのような話の方が面白くて、こういった話はどの世界にもたくさんあると思うのですが、計画書は、字面はスローガンのようで綺麗なのですが、心に入ってこないんですよね。もっと心を割ったような審議ができる、そこから汲み取って文字を作り出せればいいのですが、文字ありきの、美しいスローガンのようなものは、なぜか心に沁みてこないな、というふうに思ったりします。取りとめのない話で申し訳ございました。

高橋会長

大変貴重なお話ありがとうございました。伝わらなければどうしようもないというところはあるわけなんですね。それでは、その辺りでは沼田委員、いかがでしょうか。

沼田委員

花巻小学校の沼田です。お話を流れに乗れるかどうか自信がないのですけれども、感じたことをお話をされるとおもいます。先ほどの第2章のところに戻るのでですが、市民アンケートで「男女平等が図られていると感じる市民の割合」が上がらない状況で、数年前と比べても41%程度というか、なかなか目標に達しない状況であるということを見て、そうなんだなと思いました。学校現場にいると、だいぶ昔と比較

すると男女の区別をしないようにというふうに変わってきていると感じております。「男らしくしなさい」とか、「女らしくしないと」などと指導する職員はいませんし、小学生のランドセルひとつとっても、男の子だから女の子だからということではなく、すごく多様性というのが尊重されてきていると感じます。中学校でいくと、昔は名簿が男子からでしたが、今は男女混合名簿になっていたりとか、先ほどお話にありましたように、みんな「さん」だけで呼ぶだとか、そうした意味では変わってきてると思うのですが、それでもなお、男女が平等だと感じる数値が低いということは、やはりまだ求められている男女共同参画というレベルに達していないのだなと思っています。そうしたときに、学校で何ができるかというのは、今回の第3章の施策のところにもありますけれども、啓発活動を学校現場等でもどんどん行っていかなければならぬんだなということは感じております。私は前任は市内の中学校でしたけれども、県の男女共同参画の担当の方に来ていただいて、講演会を毎年やっています。LGBTとかデートDVについてのテーマで、大人からするとびっくりするような話もあるのですが、中学生くらいだと素直に聞いて「こんな人たちもいるんだ」、「自分は差別はしないようにしたい」等という感想も聞かれ、すごく大事なことだと思っています。まだまだ講演会だと、啓発活動がひょっとしたら足りないのかな、という感じも受けております。今回、このような計画が具体的な行動に繋がるようにしていければ、もっと理解が進むかなと思っております。感想にしかなりませんが、以上です。

高橋会長

どんどん変わってきてはいるんだな、というところではあるということですね。それでは、小田島委員、お願いいいたします。

小田島委員

花巻青年会議所商工部会長の小田島です。まずその基本理念というところで、人権というところと多様性、それを基にして、男女共同参画、まあそれが主なのでしょうけど、この人権ということ自体が男女平等であるということは正しいのですが、言い方は悪いですが、男性と女性はまず別の生き物だと思います。だって、やっていることもいろいろ、体の構造も違いますし、考え方自体は同じところがあるのですけれども、ただ、そういう考え方の中で、寄り添い合うことができる。ただそれ一つだけの考え方で凝り固まってしまうのはおかしい、多様性があって正しい、ということが基本的な理念だと思われるのですけど、それをもとにして、男女共同で、行政だったり仕事だったり地域ごとで、一緒に取り組んでいこうというのが多分この理念になってくるのではないかと思われます。そうしたところで、どうしてもお互にやれることだったり、助け合わないといけないことだったり、たくさんあるのですが、それを文章で切り貼りして、これはこっち、あれはこっちみたいな感じで、綺麗に分けてしまうと、文章的には綺麗になっているのですけれども、私には「こういうことじゃないのかな」と感じことがあります。たしかに、男性側の意見、女性側の意見、いろいろあると思うのですが、もっとお互いに尊重し合って、今は人権ということでクローズアップしていますが、仕事に関しても女性の活躍がなかなかできないことがあるのですが、どうしても仕事以外のところで活動を強要されているという社員さんや役職の方々もあると思います。その際に、女性は家庭があるからできないから、男性が多くなってしまうというところもあるので、やはり仕事のあり方、あとは地域のあり方、参画の仕方というものが、昔ながらの、昭和から平成にかけてというのが、そのまま変わらずにずっと進んできて、令和という時代になりましたけれども、昔の時代から卒業しきれずに、凝り固まった人たちがずっと運営していることが、日本の男女共同参画が世界でもうまく進まない理由ではないかと思われます。では、そういった理念の部分をどうやったら変えていくことができるのか、と考えたとき、お互いの「男性である」、「女性である」ということを認め合うことが大事ではないかと思い

ます。その認め合う、ということをどうしたらお互いが尊重して、自分ができないことは任せないといけないこともあるし、じゃあ自分ができることは、やはり協力できることは協力しないといけない、こうしたことが行動方針として入ってくるべきなのではないかと思います。

高橋会長

無意識のうちに体に染みついている考え方、といったような、そんなご意見かと思います。その点いかがでしょうか。高橋岳志委員、お願ひいたします。

高橋委員

市P連の高橋です。皆さんのお話を聞いて、あとはいただいた資料を拝見して、大変勉強になりました。私は充て職で委員となっておりますが、最初男女共同参画という話を聞いたとき、やはり皆さんにおっしゃる昭和型のイメージしかなかったというのが正直なところです。資料を見せていただいて、先ほど、この計画期間の8年で理念の幅が広がったというお話があったのですが、この8年で男女共同参画というところから、ソーシャル・インクルージョン、社会性包摂、全ての人を包みこむ、といったような概念に近づいてきた、というところが、私のイメージとは違っているところでした。それがいいか悪いかというのは、私はわからないのですけれども、ただ、世界の流れ、潮流ということでいえば、確かにそうなんだなと思います。PTAの立場からすると、早野副会長もいらっしゃったと思うんですが、先日の市P連で、ある意見が出されました。どんな意見だったかというと、市P連の中に母親委員というものがあり、「時代錯誤じゃないか」という意見が出ました。県の組織にもあるものですが、「それは置かないといけないのか」というような議論で、そこでは結論は出なかつたのですけれども、気になったので私もちょっと調べてみたところ、全国的には母親委員というのは廃止する動きや「家庭教育委員」とかに名称を変えるという動きがあることが分かりました。設置されたときにはその時代的な背景とか、意義があつたと思うのですが、やはりこの時代が変わってくるといったようなところで意識が全体として変わってきているところで今回意見もあったと思うのですが、あのすぐそれが変わるかどうかはわからないですし、実際、市P連の中でも、それをえていきましょうという話には、今のところはなっていないのですけれども、いずれそういった時代なのかなというふうに感じておりました。もう一方で、本当にたまたまですが、私は数年前まで岩手県の男女共同参画センターの男性相談の相談員の仕事をさせていただいておりました。要は男女共同参画というくくりの中で、男性からの相談を受けるといったようなところです。皆さんの話にもありましたようにDV被害者の男性の方、何が逆か、という話はあると思いますが、いわゆる逆DVとか、一般的に言われるところであるとか、DVに関しては被害者保護というのはまず大前提なのでそこはぶれないようにということではあるのですけれども、一方では、DVをしてしまう、「これを何とか直したい。」と悩む男性からの相談も、結構、件数としてはあったように思えます。「どうやったら自分の行動を直せるんだろう。」とか、精神科に行くとか、「どこで教育プログラムを受けられるか。」だと、「子どもがかわいいんだ、妻もかわいいんだ、でも手が出てしまう。」といったような、そういう悩みを持った男性の話も結構聞いたりしていました。ですから、やっぱり本当にいろいろな、その病理といいますか、背景がある中で問題があると、そういったようなところの理解、そういったところを正しく押さえた上で考えていかなければというふうに思っておりました。本当に、とりとめのないというか、感想になるのですが、皆さんの話を聞きながら勉強させていただいております。以上です。

高橋会長

ありがとうございます。時間が切迫しておりますが、多田恵委員、いかがでしょうか。

多田委員

このような資料を作っていたら、本当にご苦労様というところで、本当に大変なお仕事なんだなと思いながら読ませていただきました。就学前の教育というところが付け加えられていて、やはり、幼稚園、保育園、こども園に通われている、小さな子どもたちからの教育というか、そういうところがこれから大事になっていくのだなと思っているところです。今始まったばかりではないと思うのですが、小さい子どもたちからの意識が変わっていくことで、徐々に社会の中も変わっていくと思うので、今すぐどう変わる、こうしたからすぐ変わるとか、そういった問題ではないのだろうなと思うので、とにかく時間はかかると思いますが、変わっていけるといいと思っています。私は幼稚園に25年務めていますけど、明らかに変わってきています。お父さん方が家事・育児に協力的になってきているというのが手に取るようにわかるので、子どもの中には、好きな食べ物を聞くと「パパが作ったチャーハン」と言う子もいるくらいです。髪を結んでくれるのもお父さんだと、そういったところもすごく変わってきてるので、変わっていないというところに着目するのではなく、変わってきているところに着目して、そこを皆さんで共感できていける方が良いと思います。私は確実に変わってきていると思いますし、子どもたちの意識も、将来の夢がサッカー選手の女の子もいますし、パティシエになりたい男の子もいますので、そういった子どもたちの様子を見ても、少しずつ変わってきていると感じているところです。あとは、就学前の教育というところで、もう少し私たちも手助け出来るところは、「こういうふうにした方が良い」だとか「こんなことをやってみたらどうか」などとご提案いただければ、ぜひお手伝いしたいと思っていましたので、なかなか自分たちだけで考えるとどうしたらいいか難しいところもありますので、先ほどおっしゃっていた出前講座など、園の方も取り組みに加えながらやっていければいいのかなと思います。ありがたいことにDVとかそういったことの疑いについては、現時点でのうちの園ではないのですが、私たちも気を付けいきたいという風に思っているところです。

高橋会長

ありがとうございます。変わってきているところに着目してもいいんじゃないかな、というところは非常に面白いところですね。次は平賀朋枝委員、お願いいいたします。

平賀委員

私はこの委員になってから4期目となりました。4期目というのはけっこう長い方かと思うんですけど、職場に後任の職員がいないということも理由としてはあります。職員がいないというわけではないのですが、正職率が低いだとか、現場の職員が多いだとか、もちろん女性の職員はたくさんおり、職場の中で見ても管理職もありますけれど、年齢や勤続年数が上がり、立場が上がり、管理職となると、「私は無理です」という人が多いです。私ももうすぐ50歳になりますが、50代になるとそういう方が多いので、皆さんも先ほどからおっしゃっていましたが、すぐに改善できるものではなく、長期的に、計画的にといいますか、時間がかかることだと思いますので、地域柄などもあるかと思いますが、女性委員の登用などの数値も上がってきているようでしたので、長い目で計画を見て、数値を上げるようにしていけばいいと思います。以上です。

高橋会長

ありがとうございました。一応、皆さんの一言はいただけたと思います。はい、渡邊委員、お願いいいたします。

渡邊委員

計画の推進体制についての意見です。推進体制の強化が必要だと思います。この8年間の中で、すごく世の中が変わっておりますので、次の8年間の計画期間の中でも

すごく変わるとと思います。すると、1年ごとの年次報告を検討して、そこに新しい道筋や新しい方法についての意見を出すというこの審議会の役割はすごく大きいのだと思います。今まで以上に、計画案の修正に繋がるような、審議会の機能を強化する必要があると思いますし、弁護士さんのような方も入られるのはいいのではないかと思いますし、公募委員が1人だけなのですが、公募委員をもっと増やすのもいいと思います。あと、地域づくり課さんがすごく沢山仕事をしてくださっているのですが、大きな仕事なので、拠点としての機能を地域づくり課だけで果たせるのかということも大きな問題で、市長からお話があったように、一番大きな課題だということであれば、盛岡ほどにはなれないと思いますけれども、推進体制を強化することが必要だと思います。以上です。

高橋会長

ありがとうございました。それでは、時間をオーバーしておりますので、第3次男女共同参画基本計画の骨子案についての審議を締めさせていただきたいと思います。第3次計画そのものについては、今後も審議の機会がありますので、その際に思いついたことがありましたらご発言をいただきたいと思います。あとは事務局の方から一言お願ひいたします。

**大竹地域づくり課
長補佐**

大変貴重なご意見を皆様方ありがとうございました。今いただいたご意見につきましては、後程検討させていただいて、今後の審議の際に、市としての考え方ということでまたお示しさせていただいて、さらにそれにご意見をいただいて、という作業がこれから出てまいりますので、皆様方には引き続きご協力をお願いしたいと思います。それから、ただ今渡邊委員から、審議会の権限強化というご意見をいただきましたけれども、冒頭でお話いたしましたとおり審議会につきましては、男女共同参画推進条例で所掌等が決まっております。ここに書かれている範囲からさらに強化、というお話となりますと、男女共同参画条例の改正が必要となります。男女共同参画というのは、市長が冒頭で申し上げましたように、市の施策として非常に重要であるとしておりますので、男女共同参画推進条例を改正する際には、市民参画をきちんとやって、市民の皆様からかなり多くのご意見をいただいた上で議会に提案することになっておりましたので、その点も踏まえていただいたご意見については検討していくたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

高橋会長

ありがとうございます。長時間の会議となりまして、次にパートナーシップ制度についての意見聴取もありますので、今は3時42分ですが、5分程度休憩にしたいと思います。よろしいでしょうか。それでは、休憩といたします。

(5分休憩)

6 同性パートナーシップ制度について

高橋会長

それでは時間でございますので、続きまして、次第の6番、パートナーシップ制度についてです。参考資料として資料No.5が付いているようです。パートナーシップ制度につきましては、委員の皆様に順番に一言ずつご意見をいただきたいと思いますが、内容について改めて確認のため、まずは事務局よりご説明をお願いいたします。

熊谷主査

それでは次第の6番、同性パートナーシップ制度について、事務局の私、熊谷より

ご説明をさせていただきます。皆様にお配りしております資料 No. 5 「パートナーシップ制度の概要」をご覧ください。まず、資料No.5 1 パートナーシップ制度とはについて、ご存知の方も多いかとは思いますが、ご説明いたします。パートナーシップ制度とは、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に支え合うことを約束した同性のカップルなどを、婚姻に相当する関係と自治体が認めるものです。パートナーシップ制度を導入している自治体は、東京都渋谷区とN P O 法人虹色ダイバーシティによる合同調査によると、令和4年12月31日時点で255の自治体になっております。自治体により制度の名称や要件、提供するサービスなどは異なりますが、岩手県内で制度を導入した一関市並びに盛岡市では、カップルが自分たちの関係を宣誓し、市がその宣誓書を受領したことを宣誓受領証の交付により公に証明する制度となっています。

なお、法令に基づく異性間の婚姻とは異なり、法律上の効力（相続、税の扶養親族控除等）の対象となるものではありませんが、宣誓した方が受領証等を提示することで、これまでには受けられなかつた行政サービスや民間のサービスが受けやすくなるなど、性的少数者の方が日常生活で感じている悩みや生きづらさの軽減を図ろうとするものです。性的少数者という言葉の説明は割愛いたしますが、参考資料として広報はなまき令和5年5月15日号をお付けしておりますので、こちらをご参照いただければと思います。本日、あいさつで市長からもお話をありましたけれども、本市では、2月24日の市議会本会議での市長演述において、国及び県の動向を注視しつつ、条例による制度の導入を検討していることを表明しております。

なお、制度を導入している自治体の大部分が内規である要綱を根拠としておりまして、条例で整備している自治体は、全国で10数自治体のみとなっております。条例したい理由については、令和5年3月市議会の一般質問の答弁で市長が述べておりますが、「公的機関である市が性的少数者のカップルの方々をパートナーとして認証することは当事者の方々にとって大きな意味があり、また民法及び戸籍法の考え方を大きく変える結果ともなるものであると考えることから、市としては、市当局が作成する要綱または規則ではなく、市民の方々のご意見を幅広く聞いた上で、憲法および地方自治法に基づき市に制定の権限が与えられている条例で定めるべきではないか。」という考えによるものです。また、制度の整備に向けて委員の皆様をはじめ市民の方々の声を聴くこととしたいとしているものです。このことに関連いたしまして、順番が前後いたしますが、資料No.5の裏面3番をご覧ください。こちらに、制度導入に関する岩手県の考え方をございますので、先にご説明をいたします。3月24日に、県は「岩手県におけるパートナーシップ制度の導入に関する指針」を制定しており、県内自治体のパートナーシップ制度を利用したカップルに、県営住宅への入居を可能とすることなど、県による支援策が示されております。ただし、東北では青森県や秋田県が県としてパートナーシップ制度を導入していますが、岩手県の場合は、県がパートナーシップ制度を導入するということではなく、県内の自治体が発行した受領証等により、前述したような県の施設での対応が可能となる、という内容に留まっています。また、国においては、報道等でも皆様ご存知かと思いますが、6月16日に、性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律、いわゆるL G B T 理解増進法が成立しましたが、パートナーシップ制度又は同性婚に関する定めについては規定されておりませんでした。このように、県や国での制度導入が進まない中、市がパートナーシップ宣誓制度を設け、性的少数者のカップルの関係の証明を図ることを検討することは意味があるものとして、検討を引き続き進めているところです。それでは、資料の表側にまた戻っていただきまして、2 岩手県内のパートナーシップ制度導入状況をご覧ください。本日、ご意見をいただく際の参考といたしまして、岩手県内で制度を導入している一関市、盛岡市の制度

に係る要件について表にしております。一関市、盛岡市では宣誓する方の子や親について、これは養子・養親を含むということになっておりますけれども、家族として併せて受領証に氏名を記載することができる内容は共通しておりますが、宣誓に係る要件はこちらの表のとおり異なっております。主な違いについては、下線を引いております。まず、実施根拠についてはどちらも要綱による実施というところで共通しておりますが、対象者については異なっておりまして、一関市は「双方または一方が性的マイノリティであること。」という一文があり、性的少数者の方を対象とした制度となっています。一方で、盛岡市では、異性間の事実婚の方も対象に含まれているという部分が異なっております。続いて、要件については、ほとんど共通しておりますが、裏面を見ていただいて、一関市の「⑤民法で定められている婚姻を禁止されている近親者ではないこと」というものですが、盛岡市は養子縁組によって近親者となった場合を除く、としておりまして、異なる部分となっております。

なお、子及び親を含めて宣誓をすることを、一関市は「ファミリーシップ」とは記載してはおらず、制度の名称自体も、一関市では「いちのせきパートナーシップ制度」、盛岡市では「盛岡市パートナーシップ・ファミリーシップ制度」というように自治体により異なっております。利用可能となるサービスについても違いがありますので、参考資料として一関市、盛岡市の手引き・ガイドブックをお付けしております。こちらは本日読み上げいたしませんが、お時間のある時にご覧いただければと思います。最後に、4 対象者の要件に係る当市の考え方について、ご説明いたします。現時点で、地域づくり課といたしましては、制度の対象者を「一方又は双方が性的マイノリティの2者」と想定しています。

ただし、制度の導入に当たりましては、異性間のパートナーシップ宣誓、いわゆる事実婚やファミリーシップ制度について先行自治体への情報収集等を引き続き行いたいと考えております。また、繰り返しになりますが、委員の皆様をはじめ、市民の声を広く聴くこととしたいと考えております。

なお、制度については、申請に必要な書類や名称など、検討する内容が多数ありますが、本日は、宣誓に係る要件について、特に、制度の対象者を性的マイノリティと限定せず、異性間の事実婚を含めるかどうか、それぞれの子及び親を含めて宣誓を行う、いわゆるファミリーシップも制度として整備するか、という部分について主にご意見をいただきたいと考えております。本日の審議会で皆様の多数決によりまして内容を決定する、というものではなく、ご意見を参考としたいと考えているものですので、率直なご意見やご感想をいただきたいと思います。こちらについては、一関市や盛岡市の参考資料のほか、広報はなまきの記事への感想でも構いませんので、限られた時間ではありますが、率直にご意見やご感想などをいただければと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

高橋会長

ありがとうございました。パートナーシップ制度については自治体で若干要件が異なり、岩手県内で制度を導入している一関市と盛岡市についても、資料にありますように、事実婚を認めるか等、異なる部分があるようです。花巻市では、現時点では、婚姻という選択肢がない同性同士の方に向けて制度導入を検討しているとのことでした。このことについて、花巻市でパートナーシップ制度を導入する際には事実婚やファミリーシップを含めた方が良いと考えるかについてなど、委員の方から一言ずつご意見をいただきたいと思います。事務局からお話をありましたように、その結果、多数決で何かを決めるだとか、そういうものではございませんので、今後の参考意見といった形で、率直にご意見をいただきたいと思います。それでは、名簿のとおりにご発言いただきたいと思います。早野委員から、お願いいたします。

早野副会長

私は、是非こうした方がいいという断定ではないのですが、まず事実婚を含めるかどうかというところは、ニーズや要望があったらその時の時代に応じてしっかり対処していけば良いと思います。まずL G B Tの方の、ということであれば、やはり出来る限りのことを、市の方で整えて差し上げた方がいいのではないかと思います。

今、またある新聞に記事が出ておりまして、直接パートナーシップ制度についてのことではないのですが、世界中の 22%、2割強の国と地域が同性婚を認めているという記事がございます。2001 年を皮切りに、オランダ、ベルギー、スペイン、カナダ、南アフリカ、ノルウェー、スウェーデンなど、35 の国と地域が同性婚を認めているということについて、参考にご紹介いたします。

高橋会長

事実婚の場合はニーズに応じてですが、基本的にはパートナーシップ制度については賛成ということとお聞きいたしました。続いて、小田島委員、お願ひいたします。

小田島委員

私も別に問題はないのではないかと思います。ただこれは、籍については同じになるということでしょうか。

**大竹地域づくり課
長補佐**

お答えいたします。このパートナーシップ制度につきましては、国で法律がないものですから、法律婚のように戸籍と一緒にできるとか、そういったことはございません。あくまでも、そのパートナーの方々の関係性を市として証明する、家族に準じて関係性を証明するだとか、そういったことになりますので、法律と同じ権利が得られるというものではございません。

小田島委員

それでは、婚姻届は出せないということですか。

**大竹地域づくり課
長補佐**

婚姻届は出せませんが、市の職員の前で「私たちはパートナーである」といったような宣誓をしていただいて、パートナーシップの証明書といったものを市から差し上げるといったようなイメージと思っていただければと思います。市によって様々要件は違いますけれども、一般的には市職員の前での宣誓となります。例えば、扶養親族となることはできませんし、パートナーの方がお亡くなりになった際の相続人になるといった、法律婚と同等の権利は受けられないのですけれども、例えば、市営住宅の入居要件の一つとして認めるだとか、県でやっている県営住宅の入居要件として認めるだとか、今まで病院で入院時などの病状の説明は家族にしか認めていなかった場合でも、パートナーの方も家族と同じ要件として認めるだとか、あとは民間会社ですと、パートナーシップ制度に係る証明書があれば、例えば携帯電話の家族割などが受けられるようになるという会社もあるようです。法律の夫婦関係と比較すると受けられるサービスはとても少ないので、今申し上げたようなことが新たにサービスとして受けられるようになると。あとは、存在を認めてあげる、ということですね。あげるというとおこがましいのですが、そういったような考えになります。

小田島委員

ありがとうございます。

高橋会長

盛岡市の例では、利用できる行政サービスというものが、ガイドブックの 12 ページ、13 ページに掲載されておりましたね。続いて、沼田委員、お願ひいたします。

沼田委員

私もちよつとお伺いしたいのですが、この件に関しまして、制度の導入の時期は決まっているのでしょうか。

**大竹地域づくり課
長補佐** 導入時期につきましては、いつから導入という表明はいたしておりません。条例による制度の導入を検討しているということは表明しております。ただ、本日も市長が申しておりましたように、委員の皆様を含めまして、市民の皆様の意見も聞いてまいりたいし、最終的にはそうして作った案について、議会の承認を得て、制度として、花巻市としてやってまいりたいということでして、いつまでにということにつきましては、現時点では表明はしておりません。

沼田委員 わかりました。世の中の流れに準じて、花巻で制度を取り入れていかざるを得ないのだな、と感じました。「花巻はパートナーシップ制度がないから住みたくない。」などと言われたくないということもあると思いますので、それはそうだなと思います。この間、職員室で、子どもの家庭状況等を提出いただく際に、「保護者欄について、今後は『父』、『母』と分けられなくなるかもしれないね」と話題になりました。色々な配慮事項を整理しながら、こういった制度を作っていく必要があるのではないかと考えましたので、ご紹介いたします。

高橋会長 現実の方がどんどん進んでいるというような感覚ですね。それでは、高橋岳志委員、お願ひいたします。

高橋委員 事実婚やファミリーシップを含めるかどうかについては、気持ちとすれば、問題がないのであれば取り入れても良いと思いますが、ただ、「問題がないのであれば」といったところで、私はメリット・デメリットについて現時点ではわからないので、今ここで意見を言うことはできません。今後もう少し勉強をして考えた上で、自分としての意見を持ちたいと思います。

高橋会長 ありがとうございます。急に答えを出せと言われても、なかなか大変な問題ではあります。それでは、多田恵委員、お願ひいたします。

多田委員 私も、幸せになれる人たちが増えるのであれば、それでいいのではないかと思います。幸せは人それぞれだと思うので、その方々がそれで幸せな気持ちになるのであれば、それでいいのではないかと単純に思います。ただ、沼田校長先生と同じで、教育現場にいる者として、そういう方々との関わりということが、わからない状態です。先生方も、そういう方々に出会った時に、どうしたらいいかわからない状態だと思いますので、そういう時に、その方々が嫌な思いをしたりだとか、「やっぱり辞めれば良かったかな」と思われたりだとか、子どもを通してそういう風に思うのも、とても辛いことだと思いますし、お子さん方も辛い思いをすることがないように、私たちも関わっていきたいと思いますので、そういう時には色々とご指導をお願いいたします。以上です。

高橋会長 制度を使われた方が幸せになるのは大いに賛成だけれども、サポートするための情報だとかコミュニケーションだとかが必要である、といったことですね。それでは、工藤委員はお帰りになられましたので、平賀朋枝委員、お願ひいたします。

平賀委員 私は、パートナーシップ制度についてはとてもいいことだと思います。ただ、事実婚やファミリーシップで親なども含めるとなると、いろいろな問題があると思うので、検討していく必要があるのかなと思います。身近にそういう方を目の当たりにしたことはまだないのですが、新聞等で「ずっと隠してきたけれど、カミングアウトした」という記事などを見まして、そういう方々の苦労は計り知れないものあると

思いますので、L G B Tの方々を理解するという動きが広がっていけば良いと思います。

高橋会長

ありがとうございます。理解啓蒙が必要ということ、あまりストレートに来られると少し困る、といったところでしょうか。続きまして、草木幸子委員、お願ひいたします。

草木委員

私も、小さい時から「普通」と言われる性ではない性をいただいて、生きづらさをずっと感じて生きていた人たちが、パートナーと出会うということはとても素晴らしいことだと思うので、応援したいと思います。そのためにできることであれば市でも応援をして欲しいと思う。それで、私たちは「そんな困難の中で生きていく人は大変だね」と思うけれども、その渦中で生きている人たちは、「これが自分の人生のスタイルだから」と割り切って生き抜く力をちゃんと持っているんですね。だからそこの部分を応援したいとおもいます。

高橋会長

ありがとうございます。それでは、晴山淳子委員、お願ひいたします。

晴山委員

私も、反対はしません。皆が幸せになるのであればいいと思います。ただ、後々問題が起きないようにすることなど、色々と考えた上で、しっかりとした、市民にもわかりやすい形で決まりなどについて周知すればいいと思います。

高橋会長

市民への啓蒙とか、そういったことが非常に大切であるということですね。それでは、佐藤貴哉委員お願ひいたします。

佐藤委員

私も総論は賛成です。誰もが住みやすいまちという観点でいくと必要なことであると思いますし、選ばれるまちという意味でも必要なことだと思います。先ほどお話がありましたけれども、メリット・デメリット、どんなリスクがあるかをあぶり出した上で、取り入れる部分を精査いただくと良いのではないかと思っておりました。あと、この制度自体の発信方法を整えること、共感していただかないといけないと思いますので、発信方法が整えば、受け入れてもらいやすくなるのではないかというふうに感じました。

高橋会長

ありがとうございます。渡邊ひとみ委員、お願ひいたします。

渡邊委員

やはり現実に差別があり、不利益を感じている人たちがいるので、この制度は絶対に必要であると思います。ただ、制度を作るだけでは駄目で、皆さんにおっしゃったように、今は私の身の回りでも、「そんな人に会ったことないよ」と、このことについて関心のない人がほとんどなので、広報には載っているのですけれども、あまり関心を持って読んでいただいている人が多いと思います。やはり制度を作るだけではなく、そのあと市民に対してどのように説明していくだとか、性的少数者の方への接し方のマニュアルのようなものも含めて準備していただきたいと思います。あと、事実婚については、多様な生き方を認めるという意味で認めた方がいいと私は思います。フランスでは、法律的に事実婚も含めた制度を認めた結果、出生率が上がったという実績もありますので、少子化対策にもなるのかもしれません。それから、ファミリーシップについても、事実婚とファミリーシップ制度を含めることにすれば、もっと子どもを産んで育てやすくなるのではないかと思うので、入れた方がいいと私は思います。

高橋会長

事実婚は法律婚に準じた扱いに、裁判所等ではなっているようですね。それでは追加で、早野副会長、お願ひいたします。

早野副会長

すみません、一点訂正させていただきたいのですが、私も少し勉強不足と視野が狭かったので、パートナーシップ宣言制度というのがL G B Tに関するこのみだとずっとと思っておりました。事実婚を含めるかどうかということについては、事実婚を含める方向で検討していった方がいいと思います。やはり様々な事情があって、結婚だとか籍を入れる形ではなく事実婚という形をとっている方々がいて、保険の受取人にはなれないかもしれないですが、例えば「手術の同意書にサインをしたい」だとか、「手術の立ち会いをしたい」だとか、そういうこともあるだろうなど、いろいろな思いを巡らせて考えを整理してそこは考えていくべきだなと思います。私自身、日本人女性と結婚したカナダ人の女性がおりまして、女性と言っていいのかな、次回の審議会までに話を聞いておきたいと思います。以上です。

高橋会長

ありがとうございます。他にもご意見やご質問がございますか。それでは、渡邊委員お願ひします。

渡邊委員

いつもこの会議をすると「少しずつ変わってきたいるからいいよね」という意見が出るんですけど、確かに少しずつは変わってきておりますが、その陰で、凄く苦しんでいる女性が多数いるということを忘れずに、私たちは取り組んでいかないといけないと思います。私が去年見た「私は買われた展」でも、私は自分が知らない地獄を見たような、そんな感情を抱きました。そういうことを忘れてはいけないと思います。

高橋会長

ありがとうございます。その他ございませんでしょうか。小田島委員、お願ひいたします。

小田島委員

パートナーシップ制度を認めるような形で進んでいると思うのですが、これは各市町村で管理していくという形になっていくので、例えば県外や国外に行った際の証明というのにちゃんと準じた形で出せるようなシステム作りをしていって欲しいと思います。例えば違う県では認められないだとか、せっかく認められることになった以上は、そういうことにならないように、毅然として進めていって欲しいと思いますので、こうした制度作りについてお願ひしたいと思います。

高橋会長

現時点での同性婚に対する裁判状況を見ますと、いずれ法律でも、といった感覚はゼロではないようですね。違憲状態ということで、要するに「男女」ではないと夫婦としては認められず、同性同士による婚姻は法的な合法性を得られない、そのことで色々な社会生活に影響がある。そこを何とかしようということなのだと思います。国では、最近になってL G B T理解増進法を成立させるなどの動きは多少あるものの、現実に生活している当事者の人たちを見ると、地域単位であれば何とかしてあげたい、というふうなところがあるのではないかでしょうか。今お話をいただいたように、全国共通ということにならないと、あるところではいいけど、あるところでは駄目、といったことになりますもんね。まさか、転出しないように囲うということではないですね。今のことに関して、事務局よりお願ひいたします。

**大竹地域づくり課
長補佐**

ご意見ありがとうございます。ただ今小田島委員からいただいたことにつきまして、ご説明いたします。制度の呼び方は様々ありますけれども、パートナーシップ宣

誓制度は、全国では、昨年の12月31日時点で255の自治体が導入しております。ただ、あくまでも自治体単位の導入でございますので、やはり自治体によって考え方は微妙に違っております。最初は東京都渋谷区が導入した制度ですが、255の自治体まで広まっているということでございまして、岩手県におきましても、一関市が昨年の12月、続いて盛岡が今年の5月に制度を導入をしております。東北についてはまだ制度を導入している自治体は少なく、条例で制定している自治体となりますと、さらに数がぐっと少くなり、20自治体に満たなくなるかと思います。先ほど委員の皆様から「制度を導入することだけではなく、その運営に関する周知も必要だ」といったことでご意見がありました。そういう面もございますので、会議の冒頭で市長が申し上げましたように、審議会の皆様からご意見をいただくことはもちろん、市民の皆さんから市民参画という形でご意見をいただくこと、それから最後に何よりも、市の議決機関であります議会の承認を得る形で、制度として導入してまいりたいということが、現時点で市長が表明していることでございます。その過程におきまして、花巻市としての案を市民の皆様にもお知らせをしていきます。先ほど沼田委員からご質問がありましたけれども、時期についてはまだ決定していないところでありますけれども、本日いただきました意見につきましても検討させていただいて、どういった要件で、それから今までと大きく違いますのは、先行している自治体はLGBT理解増進法の成立する前にできた制度であるということで、この法律成立後、どのようなことを盛り込んでいくかということを私どもで検討させていただきまして、また委員の皆様にもご意見をいただきながら、進めさせていきたいと考えております。市民の方々への周知という点につきましては、今のような考えを持っておりましたので、ご理解いただければと思います。

高橋会長

ありがとうございます。時間も時間というところですが、大方の意見としては、パートナーシップ宣誓制度そのものに真正面から反対するということはないけれども、やはりまだわからない所や、あるいは今後どう広がっていって、どんな問題をもつかなども不明であると。そういうところを確かめてから、自分なりの判断をしたい、というふうに伺いました。あとは、LGBTや同性婚についての理解が必要だ、そのためには啓蒙していくということはあるのですけれども、別の側面からいきますと、オリンピックなどのスポーツ大会で同性カップルがカミングアウトしていたり、エンターテイメント業界ではカミングアウトしている芸能人がいたりと、具体的にどんなものかということが、なんとなくわかってきてているのではないでしょうかね。それに詳しい情報を加えると、イメージしやすくなるのかもしれないですね。少し余計なことを述べましたが、そろそろ時間ですので、今後も同じようなテーマで、さらに掘り下げて、ご審議いただく、という機会があると思いますので、今日はこの辺りで終わりたいと思います。それでは、長い時間にわたって、皆さんどうもありがとうございました。

藤井地域振興部長

それでは、最後に私、藤井からも、お礼を述べさせていただきたいと思います。本日は、第3次花巻市男女共同参画基本計画などについて、貴重なご意見をいただきまして、大変ありがとうございました。計画については、やはり人権に関する事、あるいは多様性を認めること、そういう部分もあります。国の方では省庁が違う部分も入っておりますが、私たちのような市町村になりますと、それを一つにまとめて考えるという、そういう難しい面もありますので、市民の皆様方への意識調査等を行なっているとお伝えしましたが、その結果なども含めて、検討してまいりたいと思います。一年度内での策定を目指すということで急がせてしまって大変申し訳ないのですが、今後とも皆様にはご意見をいただきたいと思います。また、パートナーシップ

宣誓制度につきましても、国がこの間LGBT理解増進法を制定した訳ですが、その内容、あるいは他市の状況等を勘案しながら、何ができるのか、それからどういった方々を対象とするのかなどにつきまして、皆様からご意見をいただきたいと思います。例えば愛知県では、3分の2の市町村が制度を制定しているという話もあったかと思います。しかし、県では制度を導入していないとか、そういうところもございます。県で制度を導入すれば、同じ県内であれば転出入をしても同じ扱いとなるわけですので、そういう意味では広い範囲での適用ということが、本来の筋であるのかかもしれません。また、表現も「禁止事項」として罰則とか、あるいは、認める、理解するということで理念だけとするだとか、様々な表現をしているところがあるようなので、そういうところも検討が必要なのかもしれません。性的少数者と呼ばれる方々は調査によりますと3%から10%いらっしゃるということですが、そういう方々の団体があるところでは、そういう方々から意見が出ることもありますが、この近辺ではそういう団体がないというところがあります。ですから、色々な方々の意見を聞く、という場合には、実際に性的少数者の方々と接する機会がある方からご意見をいただくということも大事なのかもしれません。そういう意味では、先ほど、早野副会長からご友人に話を聞くという話も出ましたので、いずれそういうことも考えながら、私どもで条例化を目指す制度を検討していきたいと思います。東京の方では、民間保険の関係とか、死亡した場合の退職金もパートナーの方に支払えるような環境を整えているというところもございますので、だんだん、民間の中でも制度は広がっていくのかもしれません。そういうことも含めまして、皆様方に情報を提供しながら、あるいは、皆様方から検討する場の中でご意見をいただきながら、制度について検討してまいりたいと思いますので、皆様方におかれましては、大変な中だとは思いますが、ご協力をいただきたいと思います。本日は、本当にありがとうございました。

**鈴木地域づくり課
長**

それでは若干お時間をいただきまして、事務局より今後の予定のご連絡をいたします。資料No.3のスケジュールに関連いたしまして、次回は8月3日の午後に、令和4年度の年次報告書につきまして、委員の皆様方にご意見をいただきたいと思います。なお、パートナーシップ制度につきましては、皆様に今後もご意見を伺いたいと思っておりますので、引き続きよろしくお願ひいたします。皆様におかれましては、男女共同参画基本計画、パートナーシップ制度と、お願い事ばかりで申し訳ございませんが、今後もどうぞよろしくお願ひしたいと思います。

5 閉会

**鈴木地域づくり課
長**

これをもちまして、本日の審議会を終了したいと思います。お忙しいところ、お集まりいただきまして、大変ありがとうございました。本日はお疲れ様でございました。

(午後4時35分閉会)